

# ○建設仮勘定取扱要領

平成 24 年 2 月 23 日会計第 2820 号

建設仮勘定取扱要領（以下「要領」という。）を次のように定める。

## 建設仮勘定取扱要領

（目的）

第 1 条 本要領は、大阪府財務諸表作成基準（平成 23 年会計第 3894 号。以下「作成基準」という。）第 15 条第 7 号に規定する建設仮勘定に関し必要な事項を定める。

（定義）

第 2 条 この要領の用語の意義は、次の各号に掲げるもののほか、作成基準の定めるところによる。

（1）建設仮勘定の精算

建設仮勘定を、資産の完成等に伴い、建物や工作物など本来計上する勘定（以下「本資産勘定」という。）へ振り替えることをいう。

（2）公有財産台帳

大阪府公有財産台帳等処理要領（平成 23 年財活第 2747 号。以下「公有財産要領」という。）第 2 条第 3 号に規定する台帳をいう。

（3）資産区分

建設仮勘定の精算及び公有財産台帳への登録を、適正かつ効率的に行うことを目的に、建設仮勘定に計上した支出を管理するための区分で、本資産勘定別に個別の施設等の単位で設定するものをいう。

（建設仮勘定の計上）

第 3 条 建設仮勘定に計上する対象資産は、作成基準第 15 条第 1 号アに規定する有形固定資産（土地を除く。）、同条第 2 号アに規定する有形固定資産（土地を除く。）及び同条第 6 号に規定するソフトウェアとする。

2 建設仮勘定に計上する金額は、公有財産要領別表 4「固定資産計上基準表」に基づき、取得に要する価額及び付随的支出を計上しなければならない。

3 前項の適用に当たり、前金払又は概算払の方法により支出する場合で、支出命令時に、建設仮勘定に計上する金額の確定を行うことが困難なものについては、概算額をもって建設仮勘定に計上を行ったうえで、決算整理において、当該年度の出来高に応じた支出額に基づき、建設仮勘定に計上する金額を確定する。

4 建設仮勘定は、建設目的ごとに区分せず一括して計上するものとする。ただし、長期にわたる巨額の資産の建設など特に個別の説明が必要なものについては、建設目的ごとの内訳を表記することができるものとする。

5 資産区分を設定する場合、第 2 項に規定する金額は、該当の資産区分ごとに管理するものとする。

（建設仮勘定の精算）

第 4 条 建設仮勘定は、公有財産要領第 4 条及び第 5 条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。

2 前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。

（建設仮勘定に係る過年度修正）

第 5 条 前年度以前に建設仮勘定に計上した金額が過大であることが判明した場合、所属長は速やかに会計局長に是正の依頼を行わなければならない。

（細則）

第 6 条 この要領に定めるもののほか、建設仮勘定に関し必要な事項は、総務部長及び会計局長が協議して

決定するものとする。

附 則

この要領は、平成 24 年 2 月 23 日から施行し、平成 23 年度の財務諸表の作成から適用する。